

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行期

日は、平成二十八年十月一日とする。